

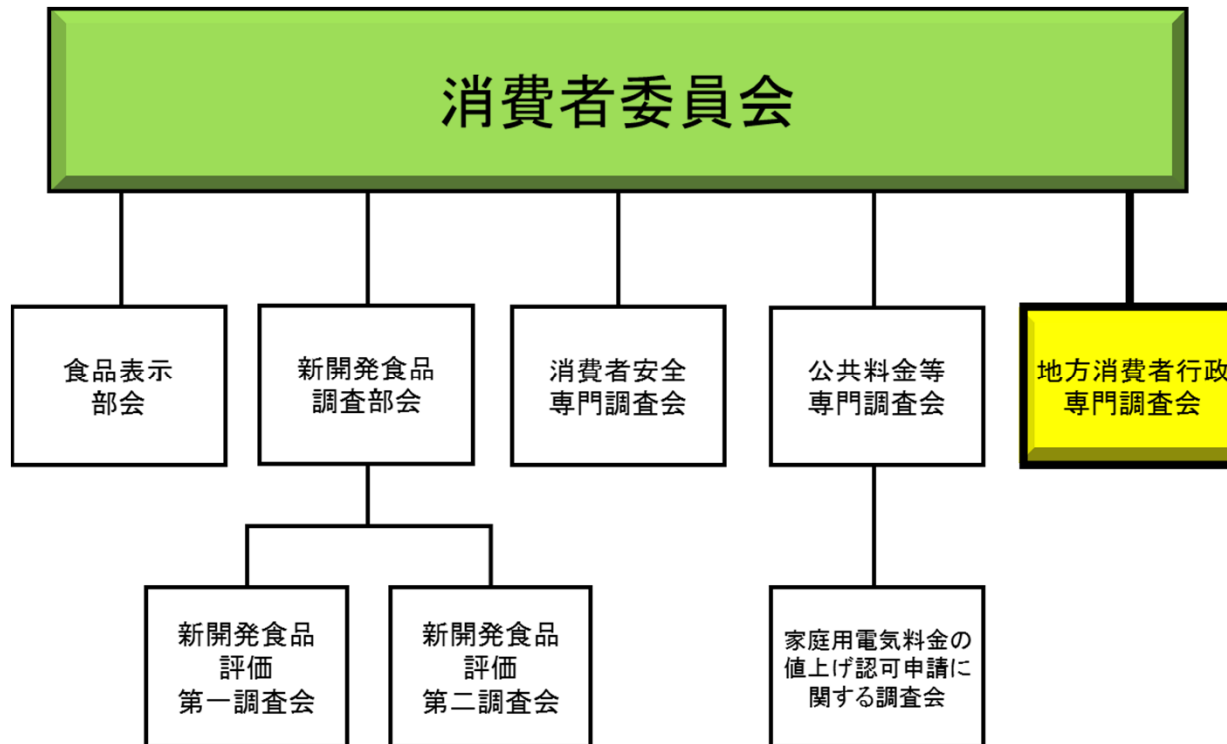
第二次地方消費者行政専門調査会の 開催について(案)

平成25年3月26日
内閣府消費者委員会事務局

1. 調査審議体制

- 消費者委員会の下に設置されている地方消費者行政専門調査会を、新たに任命した専門委員をメンバーとして再開。

組織図



2. 調査審議メンバー

- 「専門委員」は、地方消費者行政に知見を有する専門家に加え、地方消費者行政の現場に精通した実務経験者で構成。

氏名	現職
池田 芳隆	人吉市役所暮らし安心相談係長(熊本県)
池本 誠司	弁護士(埼玉弁護士会)
うえはら みつる	埼玉県県民生活部消費生活課長
うが かつや	東京大学大学院法学政治学研究科教授
こばやし さとこ	仙台・みやぎ消費者支援ネット前代表理事
たんの みえこ	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
なかじょう ともこ	旭市役所商工観光課副主査(千葉県)
ぬまお なみこ	日本大学経済学部教授
よしみ たかこ	NPO法人消費者ネットやまぐち副理事長

※消費者委員会の稲継裕昭委員(早稲田大学政治経済学術院教授)および吉田直美委員(特定非営利活動法人暮らしのサポーターズ副理事長)も「担当委員」として審議に参画。

※消費者庁地方協力課と国民生活センターがオブザーバとして参加。

※消費者庁や国民生活センター等に対し、資料・データの提供や会議での説明等、必要な協力を要請する予定。

※調査審議期間は平成25年3月～8月を予定。

3. 地方消費者行政の現状と課題

地方自治体の現状

- 多くの自治体が、活性化基金により平成21～24年度に地方消費者行政が前進したことを高く評価しているが、基金終了後に自主財源確保の見通しがあるのは一部の自治体に限られている。消費者行政の進展には、大きな「自治体間格差」があるのが現状。
- 活性化基金で新設・増設した相談体制の維持や、自主財源の確保だけでなく、消費者庁設置前から指摘されてきた諸課題（消費者行政専管部署の設置、専任職員の確保、相談員の処遇改善等）も未だ解決途上。
- 消費者庁設置にともなって拡充された消費者行政の全国ネットワークを維持・定着させていくには、いましばらく、国からの財政支援、技術支援が必要。

課題

- 予算については、平成25年度末まで基金の延長・金額の上積み等の措置がとられたが、今後、地方消費者行政を持続的に展開していくためには、地方消費者行政が中期的に目指すべき姿を明らかにすることが必要。
- 「どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制」を実現・維持する具体的な道筋を示すにあたり、まずは「国・都道府県・基礎自治体の役割」を機能面から整理。

4. 具体的な調査審議事項(案)

「国・都道府県・基礎自治体の役割」の機能面からの整理

- 地方消費者行政の中期的な姿を展望する上で基礎となる、「国・都道府県・基礎自治体の役割」について整理を行う。
- 具体的には、消費者行政体制のあるべき姿について、以下の論点を中心に議論し、5年程度先に目指すべき地方消費者行政の姿や、それを実現するための方策について提言する。

論 点

論点①： 地方消費者行政の現状分析

- 「どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制」がどの程度実現されているかについて現状分析するとともに、課題を抽出。
- 行政が、住民に最低限保障すべき消費者行政サービス水準を検討。

論点②： 基礎自治体の役割と体制

- 「どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制」実現にあたっての基礎自治体の役割と、体制面の選択肢を検討。

(例： 広域連携・連合 / よろず相談窓口化 / 消費生活相談を核とした庁内連携)

論点③： 国と都道府県の支援体制の役割分担

- 前述の論点①、②を実現するにあたっての、国と都道府県による基礎自治体支援の役割分担について検討。